

第4章 整備活用

1. 整備活用の基本的な考え方

①史跡の価値に基づく整備活用の推進

史跡における整備活用は、史跡の価値が正しく理解されるよう、現地調査や歴史資料に基づく、学術的調査の成果を踏まえたものとする。

また、史跡の価値とその保護に対する理解と協力を得ていくためには、保存管理の方針(第3章)を踏まえて現地における公開に努めると同時に、分かりやすい案内の工夫に努める必要がある。特に、広範囲に点在する史跡であることから、足尾地域全体の回遊性の向上にもつながる整備活用の工夫に努めることとする。

②地域と連携した史跡の多面的活用の推進

足尾銅山は地域に様々な影響を与えてきた歴史的鉱山であることから、史跡足尾銅山跡の保存と活用は、これから地域社会と大きく関わるものといえる。したがって、その活用にあたっては単に記念物としての有形の産業遺産だけではなく、地域に根付いた鉱山の生活文化を含む広い視点で考えていく必要がある。

足尾地域は、平成6年(旧足尾町)から「全町地域博物館化構想(エコミュージアムあしょの創造)」に取り組んできており、現在も産業遺産と環境学習のまちとして、鉱山生活の記録・伝承や植樹等の取組が各種行われている。このように市民や地域住民の関心も高いことから、市民や企業と連携した事業の企画・開催等を通じて史跡や周辺に分布する産業遺産の多面的な活用を推進する必要がある。



「わたらせ渓谷鐵道各駅イルミネーション事業」

わたらせ渓谷鐵道の利用促進及び活性化を図るため、沿線の市民活動団体、自治会、鉄道会社及び自治体などが、各駅のイルミネーションを実施している。

この事業と連携し、掛水俱楽部内のライトアップも実施した。

2. 整備活用の推進方策

(1) 整備活用の方法

①公開・見学機会の拡大

- ・足尾銅山跡は、地域の歴史や鉱害対策など、学校教育や環境学習において有効な活用が図れる場でもある。今後もこのような機会を増やすよう努めるとともに、市民や地域の関心を高めていくよう、所有者の協力を得て、市民団体主催のイベント等の開催支援にも取り組むものとする。
- ・史跡指定地における解説板等の設置・充実を図る。各指定地に設置する解説板等は統一したデザインとし、文章表現だけではなく写真や地図等を交えてわかりやすく配慮したものとする。

②安全に配慮した来訪者管理

- ・来訪者を適切に誘導し、または安全かつ快適な公開を実現するために、指定地内外における安全柵や便益施設等を整備する。設置にあたっては、史跡としての歴史的環境に配慮し、周囲の景観を損なうことのないよう十分留意する。
- ・指定地のなかには、立ち入りの際に事前の鉱山保安教育の受講やヘルメットの着用が義務付けられている個所も存在する。このような不特定多数の来訪者の訪問に適さない指定地の公開にあたっては、所有者の協力のもと専門的な知識を有した産業遺産ガイドによる少人数グループによる現地公開の仕組みづくりを検討する必要がある。

③指定地へのアプローチ・アクセスの改善

- ・本山鉱山神社跡など、公道に接していない指定地までの見学路整備については、土地の所有者と協力して取り組むものとする。
- ・史跡やその隣接地は地形的な制約や鉱山保安上の観点から駐車場の整備については、最小限にとどめる必要があり、車での来訪者への公開に支障をきたさぬよう代替方法として臨時バス運行等を検討するものとする。

④系統的な展示施設の充実

- ・足尾銅山に係わる展示施設としては、市が運営する銅山観光内の「銅^{あかがね}資料館」や、市民団体が運営する「足尾銅山文化交流館」、NPO法人が運営する「足尾歴史館」及び「足尾環境学習センター」など複数が存在する。これらは銅山の歴史や鉱業施設の機能、また環境対策といったそれぞれの視点から整備された施設である。今後は、こうした既存施設の展示内容や機能を踏まえつつ、総合的な足尾銅山の歴史学習と広域に点在する史跡の紹介を兼ねた、系統的な展示施設の充実を検討することとする。

⑤普及啓発活動の推進

- ・足尾銅山跡の総合的な理解を促進するための情報発信を行うよう努める。
- ・産銅業と環境保全の関係、足尾地域の歴史と産業遺産の分布などをわかりやすく紹介するために、専門的な知識を有するガイドを育成するとともに、見学用の資料やルートマップの作成などに取り組む。また、講演会や学習会等の開催に積極的に取り組むものとする。
- ・学校教育との連携を図るために教育関係者への講習会や副読本の作成等を行う。
- ・これらの史跡に関連する情報発信は、多くの人に伝達できるよう、多様な手法や媒体を用いて行うものとする。

(2) 整備活用の進め方

①整備活用計画の策定

史跡の整備活用にかかる事業を、計画的かつ段階的に実施するために、総合的学術調査を経て史跡地にかかる検討課題を全体的に踏まえたうえで、整備活用計画の策定に取り組むこととする。ただし、本山坑、本山動力所跡及び本山製錬所跡における、保存上緊急性の高い事項については、別途計画を定めた上で優先的に進めるものとする。

なお、本市では中長期的なまちづくりの総合的な指針である第2次日光市総合計画のもと、各種施策の計画・実施に取り組んでいる。総合計画には「足尾銅山に関連する産業遺産の保存活用と地域づくりを推進し、世界遺産登録を目指す」ことをうたっている。各種関連計画においても、足尾地域の産業遺産に関する施策や事業を掲げている。

したがって、史跡の整備活用計画の策定は、文化財行政にとどまらず、まちづくりに関連する施策とも連携しながら取り組むものとする。

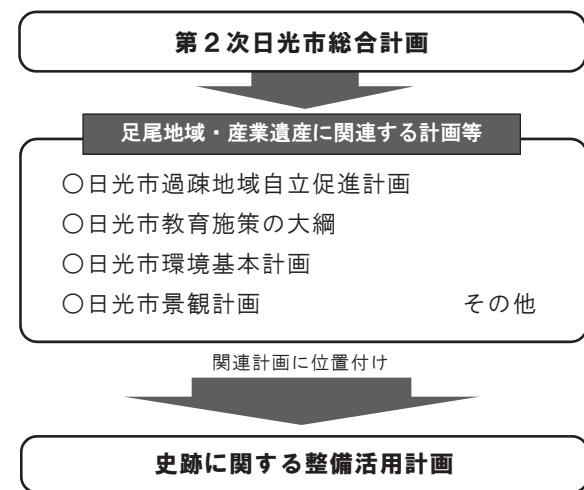


図4-1 整備活用と連携を図る計画等

②関係法令との調整

史跡の整備活用にあたっては、指定地内外にかかる「鉱山保安法」、「森林法」、「砂防法」及びその他の関連法令との調整を図り、適切な方法をとるようにする。

第5章 保存管理・整備活用の体制整備

1. 保存管理・整備活用の体制整備に関する基本的な考え方

①基本的な考え方

史跡指定地の良好な状態を維持するための保存管理あるいは整備活用は、その主体となる所有者あるいは管理者によって適切に行われることを基本とする。したがって、史跡足尾銅山跡の保存管理・整備活用は、文化財保護法及び本計画に基づき、日光市と所有者等による十分な意思の疎通を図りながら行うものとする。

日光市と所有者等は相互理解のもと、史跡の保存修理事業及び、公開活用事業等を計画的かつ継続的に進めるために、必要な体制整備に取り組むものとする。

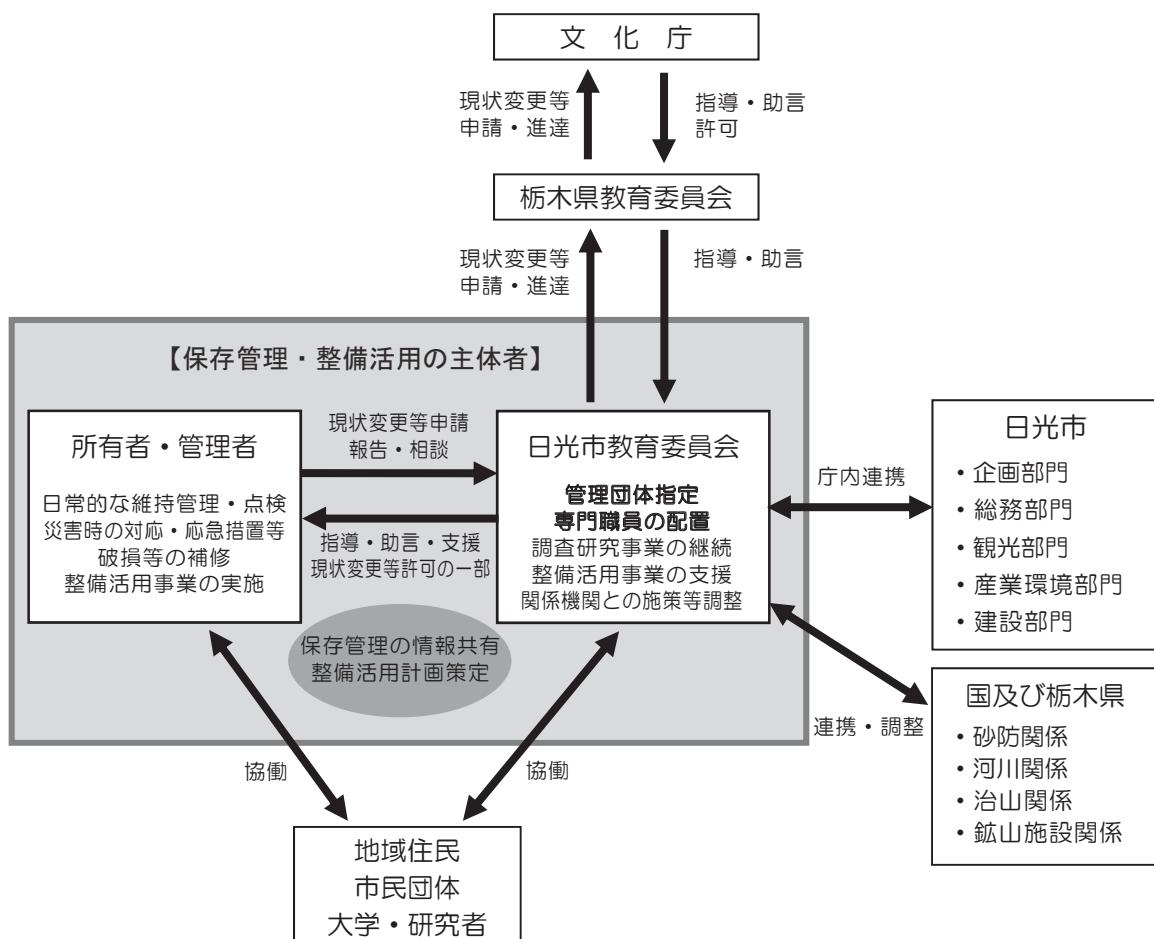


図5-1 保存管理・整備活用の推進体制イメージ

②個々の役割

○所有者（あるいは管理者）は、保存管理・整備活用の主体者として、史跡の日常的な維持管理や点検、災害発生時の連絡や応急措置、破損等の補修、整備活用事業等の実施について、役割を担うものとする。現状変更の必要が生じる場合は、現状変更申請書を提出し、文化庁あるいは日光市の許可を得る必要がある。その際は、事前に日光市に相談し、保存

に対する影響のないよう十分に配慮する。工事等の施行予定箇所については、事前に埋蔵文化財の内容確認調査を実施する場合がある。

○日光市は、教育委員会事務局文化財課を担当として、史跡の保存活用業務全般にかかる適切な体制を整える。具体的には、

- ・追加指定の推進
- ・史跡の保存状況の把握（定期的に所有者に対し現状を確認する）
- ・調査研究の継続（研究委託や発掘調査の実施、調査報告書の刊行など）
- ・整備活用計画の策定
- ・計画的な財政支援
- ・府内や関係機関との施策や事業等の調整

などについて、今後も継続する。

さらに、史跡の管理団体となること、足尾銅山跡の研究と整備を担う専門職員の配置を行うことにより、所有者と協力しながら長期的な史跡の管理体制としての充実を図る。

2. 地域・所有者・専門家等による協働

史跡の保存管理・整備活用にかかる体制の充実には、市民参加や専門家の支援が必要である。地域住民や市民ボランティアが史跡に直接的に関わる機会を増やし、史跡への关心や愛着を深めつつ地域づくりに役立てることができるよう、地域・所有者・行政・専門家等による連携体制の構築・整備を検討する。

■足尾地域の産業遺産の保存・活用と環境学習推進協働会議

産学官民連携による地域資源を生かした地域づくりを進めるため、平成21年に「足尾地域の産業遺産の保存・活用と環境学習推進協働会議」が設立されている。構成団体では、足尾銅山の関連遺産を後世に伝えるべく、また荒廃裸地化してしまった足尾の山に再び豊かな自然を取り戻すために、さまざまな活動を行っている。

構成団体一覧
・NPO法人足尾に縁を育てる会
・NPO法人足尾歴史館
・足尾銅山の世界遺産登録を推進する会
・古河機械金属株式会社足尾事業所
・国立大学法人 宇都宮大学
・日光市
・わたらせ渓谷鐵道株式会社
・足尾まるごと井戸端会議



協働会議主催の産業遺産見学ツアー開催状況